

いわゆるアマメシバ粉末による閉塞性細気管支炎の原因究明のための調査研究

2004年7月現在

成分分析等

アマメシバ粉末について、推定される未知の有害物質の定性分析を実施し、有害成分をリストアップ。さらに、必要に応じて、フラクションごとに採取し、これを検体として、有害成分の物質の構造等の成分検索を実施。

また、トウダイグサ科に含有される可能性がある有害成分であるシアン配糖体、リシン、ホルボールエステル、リシニン等について、アマメシバ粉末等中の定量分析を実施。

動物試験

アマメシバ粉末のマウスへの投与実験を実施し、再現性の確認とおよその毒性量を推定。

・BALB/C及びC57BL/6の2系統のマウスを用いて、アマメシバ粉末の投与（32週）試験を行い、呼吸器(肺)の病理学的検索を実施。

また、同じ検体を用いて、スケールを拡大し、アマメシバ粉末のラットへの長期投与試験を実施し、肺を含む各臓器の病理学的検索等により、再現性の確認等を実施。

・ラットを用いて、アマメシバ粉末の投与（62週間）試験を行い、肺を含む各臓器の病理学的検索、酸素分圧の測定等を実施。

閉塞性細気管支炎の疫学調査

難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）において、アンケート調査等を実施。閉塞性細気管支炎の全国的調査によりアマメシバ摂取との関連を把握。



参 考

府 食 第 8 3 号

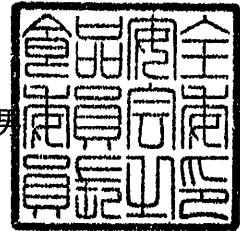
平成15年9月4日

厚生労働大臣

坂 口 力 殿

食品安全委員会

委員長代理 寺 尾 允 男



厚生労働省発食安第0829001号に係る食品健康影響評価の結果の
通知について

厚生労働省発食安第0829001号（平成15年8月29日付）で貴省より当委員会に対し意見を求められた食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

記

「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品」として供されている物についての販売を禁止することに係る食品健康影響評価については、現在得られている知見・情報等から判断すると、閉塞性細気管支炎を引き起こす原因物質やその作用機序は特定されていないものの、これまで、アマメシバの粉末の長期摂取が原因と疑われる閉塞性細気管支炎の発症事例が報告されていること等から、アマメシバ粉末（これを錠剤にしたものを含む）の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない。

なお、引き続き、アマメシバの粉末、錠剤等の形態の加工食品による健康被害事例の積極的な把握に努めるべきである。さらに、食品健康影響評価を適切に行うためには、原因物質等の特定のための調査・分析を進めることが重要であると考えるので、これを申し添える。